

島根県建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の測量業務、計画・設計業務、地質等調査・解析業務、補償業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約について、プロポーザル方式を執行するに当たり、島根県会計規則（以下「会計規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてプロポーザル方式とは、建設コンサルタント業務等の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、プロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより受注者を特定して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき、随意契約する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 プロポーザル方式で発注しようとする場合は、掲示その他の方法により公告するものとする。

- (1) プロポーザル方式の適用業務である旨と業務の概要
- (2) 提出を求める参加表明書及び技術提案書の内容及び提出期限等
- (3) 参加表明書及び技術提案書の評価項目等
- (4) その他必要事項

2 次の各号を定める業務説明書を作成した場合も、公告するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準
- (4) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- (5) 技術提案書を特定するための評価基準
- (6) その他発注者が必要と認める事項

(参加表明書及び技術提案書の提出)

第4条 業務参加希望者は、別に定める参加表明書及び技術提案書を提出期限までに、持参、郵送又は電子メールにより提出しなければならない。

(参加表明書の審査及び技術提案書の提出者の選定)

第5条 参加表明書の提出があった者については、第3条第2項第3号の技術提案書の提出者を選定するための評価基準により審査して、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し、十分な施行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、技術提案書の提出を求める者として競争参加資格委員会（第9条の競争参加資格委員会をいう。以下同じ。）に諮り、3から5社程度を選定するものとする。

- 2 前項で選定した者に対しては、「選定通知書」（別紙1）を送付し、その技術提案書の提出を依頼するものとする。

（非選定理由の説明）

第6条 参加表明書を提出した者のうち選定通知書を送付しなかった者に対して、技術提案書の提出者として選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を「非選定通知書」（別紙2）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、原則として、通知をした日の翌日から起算して7日（島根県の休日を含める条例第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含めない。）以内に、競争参加資格委員会の議を経て書面により回答するものとする。
- 4 前3項に掲げる事項については、公告において明らかにする。
- 5 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第3条第2項第3号の技術提案書の提出者を選定するための評価基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

（技術提案書の特定）

第7条 提出された技術提案書について、第3条第2項第5号の技術提案書を特定するための評価基準に基づき委員会の議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

- 2 前項により特定した技術提案書の提出者に対して、「特定通知書」（別紙3）により通知するものとする。

（非特定理由の説明）

第8条 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を「非特定通知書」（別紙2）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、原則として、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含めない。）以内に、書面により、非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含めない。）以内に、競争参加資格委員会の議を経て書面により回答するものとする。
- 4 前3項に掲げる事項については、公告において明らかにする。
- 5 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第3条第2項第5号の技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

（競争参加資格委員会及び技術審査会）

第9条 競争参加資格ほか、次の各号に掲げる必要な事項を決定するため、競争参加資格委員会を置くものとし、以下の表に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。なお、競争参加資格委員会の決定権者については島根県事務決裁規則（昭和45年12月22日島根県規則第74号）を準用する。

- (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準
- (3) 技術提案書の提出者の選定
- (4) 技術提案書の特定

◇総務部

委 員 会	委 員
総務部 競争参加資格委員会	部長、次長(担当)、総務課長、管財課長、営繕課長、提案事業の担当課長及び室長

◇防災部

委 員 会	委 員
防災部 競争参加資格委員会	部長、次長、消防総務課長、防災危機管理課長、原子力安全対策課長、提案事業の担当室長

◇農林水産部

委 員 会	委 員
農林水産部 競争参加資格委員会	部長、技監、次長、参事、農林水産総務課長、提案事業の担当課長及び室長

◇土木部

委 員 会	委 員
土木部 競争参加資格委員会	部長、技監、次長、参事、土木総務課長、建設産業対策室長、技術管理課長、統括技術専門監、上席調整監(技術管理課に属する者)、提案事業の担当課長、管理監及び室長

2 競争参加資格ほか、前項各号に掲げる必要な調査及び事前審査を行うため、技術審査会を置くものとし、次の表に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。

◇総務部

審 査 会	委 員
総務部 技術審査会	技術管理課長、統括技術専門監、(上席)調整監(技術管理課に属する者)、担当技術専門監(上席技術専門監を含む)、提案事業の担当課長(室長)、調整監及び担当グループリーダー

◇防災部

審 査 会	委 員
防災部 技術審査会	技術管理課長、統括技術専門監、(上席)調整監(技術管理課に属する者)、担当技術専門監(上席技術専門監を含む)、提案事業の担当課長(室長)、調整監及び担当グループリーダー

◇農林水産部

審 査 会	委 員
農林水産部 技術審査会	技術管理課長、統括技術専門監、(上席)調整監(技術管理課に属する者)、担当技術専門監(上席技術専門監を含む)、提案事業の担当課長、室長及び担当グループリーダー

◇土木部

審 査 会	委 員
土木部各課 技術審査会	技術管理課長、統括技術専門監、(上席)調整監(技術管理課に属する者)、担当技術専門監(上席技術専門監を含む)、提案事業の担当課長、室長及び担当グループリーダー

3 必要に応じて、各部又は各課の技術審査会には、業務を執行する地方機関等の長を加えることができる。

(契約)

第 10 条 第 7 条で特定された技術提案書の提案者に対し、見積書を提出させて契約金額の交渉を行い、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(実施上の留意事項)

第 11 条 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

2 資料の作成及び提出等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。

3 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1

令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

島根県知事 〇〇〇〇 印

選定通知書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から参加表明書が提出された次の業務について、技術提案書の提出者として選定しましたので、技術提案書の提出を下記の通り要請します。

業務名： _____

記

1. 技術提案書は、手続開始時に交付した説明書により作成、提出してください。
2. 業務量の目安は、概ね〇〇〇万円です。
3. 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。
4. 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

島根県知事 〇〇〇〇 印

非選定（非特定）通知書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の参加表明書（技術提案書）については、下記の理由により技術提案書の提出者（技術提案書）として選定（特定）しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（島根県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非選定（非特定）理由についての説明を求めることができます。

業務名： _____

記

貴社については、評価の着目点のうち、〇〇及び〇〇において他社が優位であると判断したため、非選定（非特定）としたものです。

【注：〇〇には、例えば「管理技術者の技術者資格」、「担当技術者の同種及び類似業務の実績の内容」、「特定テーマに対する技術提案における特定テーマ間の整合性」等の評価の着目点を具体的に記述すること】。

令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

島根県知事 〇〇〇〇 印

特定通知書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の技術提案書について、技術提案書として特定しましたので、通知します。

ついては、契約を締結したいと思いますので、下記によりこの業務に係る見積書を提出してください。

なお、提出された見積書が予定価格を上回る場合は、別途契約金額について協議します。

業務名： _____

記

1. 提出期限：令和 年 月 日（ ） 時

2. 提出先：〇〇事務所〇〇課